

自治会とは

自治会とは、一定地域内にお住まいの住民の地縁に基づいて形成された住民自治組織のことをいいます。さいたま市内には、自治会のほか、自治協力会や町内会などの名称がありますが、これらの組織を総称して「自治会」と呼んでいます。

各自治会では、地域の安全や生活環境の向上など地域課題の解決に向け、防犯、防災や環境美化などに取り組むとともに、運動会や夏祭りなどレクリエーション活動を通じて住民同士の交流を深める活動を行っています。

地域で支えあい、安心して暮らせる地域づくりのため、自治会に加入し、地域活動に参加しましょう。

【平成24年4月1日現在】 851自治会

自治会への加入は、お近くの自治会役員にお申し出ください。



お問い合わせはお住まいの区のコミュニティ課へ

| | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 西区 ☎620-2621 | 北区 ☎669-6021 | 大宮区 ☎646-3021 |
| 見沼区 ☎681-6021 | 中央区 ☎840-6021 | 桜区 ☎856-6131 |
| 浦和区 ☎829-6040 | 南区 ☎844-7131 | 緑区 ☎712-1131 |
| 岩槻区 ☎790-0123 | | |

発行：さいたま市市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ推進課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ☎048-829-1068

このリーフレットは60,000部作成し、1部当たりの印刷経費は5円です。H24.9

地域の支えあい、安心して暮らせるまちづくりのために

自治会に加入しましょう

東日本大震災以降、地域で支えあうことの大切さが見直されています。自治会は、安心して暮らせるまちづくりのため、組織的にさまざまな活動を行っています。



平成24年5月2日、議員提案により「さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例」が制定されました。
これに基づき、さいたま市では、さいたま市自治会連合会と連携して、自治会への加入促進を行っています。

さいたま市・さいたま市自治会連合会



安心して暮らせるまちづくりのために

交通安全・防犯活動

交通事故を防止するための活動や犯罪からまちを守るための防犯パトロールなどを実施しています。

防災活動

地震等による災害に備え、自主防災組織による防災訓練や、避難場所運営委員会による避難場所運営訓練などを実施しています。

レクリエーション活動


お祭りや運動会など、子どもから高齢者まで住民相互の交流を深めるための活動を行っています。

情報提供活動

自治会広報紙の発行、市役所等からのお知らせの回覧など、地域の身近な情報を提供しています。

環境美化活動

ゴミ集積所の管理と清掃、道路・公園などの清掃、花の植栽などを行っています。



このほかにも、自治会は地域内の各種団体と協力して活動しています。

